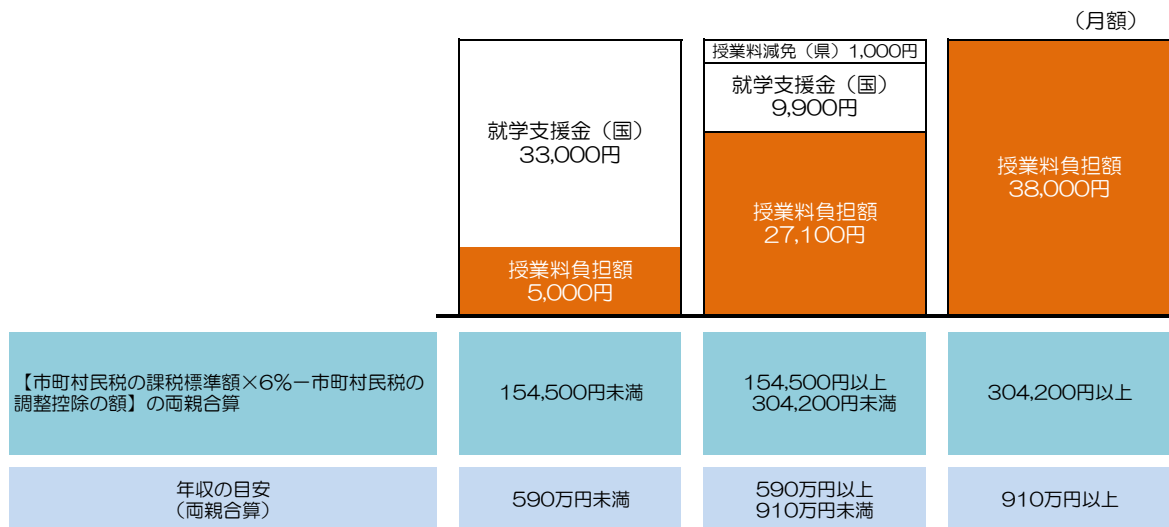


【高等学校】 国・県の学納金助成制度について

■就学支援金（国）と授業料減免（三重県）

- ・・・保護者（親権者）等の【市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】の合計が304,200円未満の世帯が対象です。
保護者（親権者）等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（両親合算）の金額によって助成額が変わります。
助成を受けるには所定の手続きが必要です。



やむを得ない理由により収入が急減してしまった方が一定の要件を満たし家計急変支援制度に申請することで、就学支援金の受給または増額が可能となる場合があります（定年・自己都合による退職や定められた期限の満了による離職等を除く）

■入学金補助金（三重県）

- ・・・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算（両親合算）が85,500円未満の世帯が対象です。
入学金の1/2が助成されます。（私立高等学校入学金補助金）

■奨学給付金（三重県）

- ・・・生活保護世帯または非課税世帯が対象です。
生活保護世帯 52,600円（年額）
非課税世帯 第1子 137,600円（年額）
第2子以降 152,000円（年額）
（高校生等奨学給付金[私立高校]）

・上記は令和6年度の制度概要です。ただし変更または廃止になることがあります。
・ご不明な点がございましたら、暁学園会計課（TEL059-337-2345）までお問い合わせください。